

第 1 章

計画策定の基本的な考え方

- 1 地域複合営農への道策定経緯
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 計画の進行管理
- 5 町民の参画と協働による計画の推進
- 6 新型コロナウイルス感染症と新しい生活様式



1 地域複合営農への道策定経緯

飯島町は、昭和48年から昭和61年にかけて、1,064ヘクタールのほ場整備事業を実施しました。当時の経営形態は、自己完結型の農業が中心で、経営規模も平均90アールという零細経営でした。ほ場整備はしたものの、「子どもたちは都市へ就職し当分帰ってこない」「農業機械の寿命が近いが更新には大金が必要で考えてしまう」「農産物は値下がり傾向」「会社が忙しく農作業のための休みがなかなかとれない」「忙しい時に人を頼もうとしても人がいない」など、経営の課題は多く、将来の農業に対する不安も大きいものでありました。

このような状況の中で、「専業農家も兼業農家も、それぞれの向きに合った農業が続けられる体制を地域ぐるみに作るには？」ということで、昭和61年に飯島町営農センターを設立し、「地域複合営農」という考え方がスタートしました。この考え方は、現在でも十分に通用する考え方で、「農地という地域資源を農村社会全体で守る＝地域の農業全体が持続可能な仕組みをつくる」ということです。

この、「地域複合営農」の考え方を道しるべとした計画が「地域複合営農への道」であり、策定経過は以下のとおりです。

「地域複合営農への道 Ⅰ」 飯島町基本構想・基本計画との関連なし	平成2年度～平成10年度
「地域複合営農への道 Ⅱ」 飯島町基本構想・基本計画との関連なし	平成4年度～平成13年度
「地域複合営農への道 Ⅲ」 飯島町第4次総合計画の基本計画に基づく飯島町農業農村の実施計画	平成16年度～平成22年度
「地域複合営農への道 Ⅳ（前期）」 飯島町第5次総合計画の前期基本計画と一体的な推進	平成24年度～平成27年度
「地域複合営農への道 Ⅳ（後期）」 飯島町第5次総合計画の後期基本計画の実践計画	平成28年度～令和2年度

2 計画の性格と役割

本計画は、農業関係機関・団体はもとより、農業者や消費者など幅広い町民の意見を反映し、飯島町営農センター及び飯島町が定めるものです。

飯島町の農業・農村に関する施策の指針となる計画であるとともに、農業者、消費者などを問わず、町民全ての「食」と産業として営まれる「農業」、人々が暮らす「農村」の発展に向けた今後の方向性を示すものです。

3 計画の期間

本計画は、20年先（令和22年度（2040年度））を見据えて、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする10か年の計画です。

4 計画の進行管理

本計画は、飯島町第6次総合計画と一体的に推進するとともに、実施状況を明らかにします。

計画期間中において、社会情勢の激変等計画が実情と大きくかい離するなどの事情が生じた場合には、事業評価を踏まえ、所要の見直しを行います。

5 町民の参画と協働による計画の推進

全ての町民の理解と農業関係者の主体的な「参画」と「協働」を基本姿勢として、責務と役割を持って計画を推進します。

6 新型コロナウイルス感染症と新しい生活様式

2019年12月、中国武漢市で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、わずかな間に世界各国に感染が広がりました。感染拡大を防ぐため、世界の各国では厳しい都市封鎖や入国制限を導入したことから、人とモノの移動が世界的に停滞し、経済に深刻な打撃を与えました。リーマンショックをはるかに上回り、世界経済は「1920年代に始まった大恐慌に匹敵する危機に見舞われている」と言われています。

新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくため、行政、飲食業・観光産業・交通事業者などの民間事業者、福祉事業者、医療機関、地域住民が相互に連携しながら、感染リスクの低減、予防措置の徹底を図り、生活や事業活動、余暇、楽しみを享受できる環境を整備していく必要があります。

そこで、これらの取り組みを定着させるための環境を整備し、持続可能な地域社会としていく「新しい生活様式」の定着に努め、夢と希望にあふれる飯島町を実現しなければなりません。

本計画は、新型コロナウイルス感染症という大きな逆風の中でスタートします。農業へのダメージを最小限に食い止めることができるよう、パートⅤにおける総合的な施策に加え、「営農の継続」、「経済活動の回復」、「社会構造変化への対応」に対処した取り組みを展開します。